

応募資格について（案）

_____は変更箇所

現 行	変 更 後
<p>吹田市民営化保育所（藤白台保育園）移管先募集要領（案） P2 3 応募資格 (1) 平成28年4月1日現在で、児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園もしくは学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下、「保育所等」という）を本市にて、引き続き3年以上運営している社会福祉法人または学校法人であること。</p> <p style="text-align: center;">-----略-----</p>	<p>吹田市民営化保育所（藤白台保育園）移管先募集要領（案） P2 3 応募資格 (1) <u>ア</u> 平成28年4月1日現在で、児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園もしくは学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下、「保育所等」という）を本市にて、引き続き3年以上運営している社会福祉法人または学校法人であること。 <u>イ</u> <u>平成28年4月1日現在で、児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園もしくは学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下、「保育所等」という）を北摂地域（本市、高槻市、茨木市、豊中市、池田市、摂津市及び箕面市）にて、引き続き3年以上運営している社会福祉法人または学校法人であること。</u> <u>(注) アの応募資格での申込みがなかった場合にのみ、イの応募資格での申込みを受け付けます。詳細は、6ページの(4)申込書等の受付を御覧ください。</u></p> <p style="text-align: center;">-----略-----</p>
<p>P4 7 応募の手続等 (1) 申込書等の配布（省略） (2) 説明会ならびに吹田市藤白台保育園見学会（省略） (3) 質問書の提出及び回答（省略）</p>	<p>P4 7 応募の手続等 (1) 申込書等の配布（省略） (2) 説明会ならびに吹田市藤白台保育園見学会（省略） (3) 質問書の提出及び回答（省略）</p>

応募資格について（案）

は変更箇所

現 行	変 更 後
<p>(4) 申込書等の受付</p> <p>ア 受付期間</p> <p>平成 28 年 12 月 19 日（月）から平成 28 年 12 月 22 日（木）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分を除く）</p> <p>イ 受付場所</p> <p>吹田市児童部保育幼稚園室政策グループ</p> <p>ウ 提出書類</p> <p>別紙「吹田市立藤白台保育園の移管を受ける事業者申込書」及び同申込書に定める各種書類</p> <p>エ 提出部数</p> <p>15 部（正本 1 部、写し 14 部）</p>	<p>(4) 申込書等の受付</p> <p>ア 受付期間</p> <p><u>(ア) 本市にて保育所等を運営している事業者</u></p> <p><u>平成 28 年 12 月 19 日（月）から平成 28 年 12 月 22 日（木）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分を除く）</u></p> <p><u>(イ) 北摂地域にて保育所等を運営している事業者</u></p> <p><u>平成 29 年 1 月 10 日（火）から平成 29 年 1 月 13 日（金）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分を除く）</u></p> <p>イ 受付場所</p> <p>吹田市児童部保育幼稚園室政策グループ</p> <p>ウ 提出書類</p> <p>別紙「吹田市立藤白台保育園の移管を受ける事業者申込書」及び同申込書に定める各種書類</p> <p>エ 提出部数</p> <p>15 部（正本 1 部、写し 14 部）</p>

応募資格について（案）

_____は変更箇所

現 行	変 更 後
<p>※ 上記、受付期間経過後は受け付けません。ただし、受付期限までに応募事業者がなければ、1週間程度受付期限を延長する場合があります。</p> <p>※ 提出は持参によるものとし、郵送等での受け付けはしません。</p> <p>※ 資料等の追加を依頼することがあります。</p> <p>※ 応募に関し必要な経費は、応募事業者の負担とします。</p> <p>※ 受付後に、申請を辞退する場合は、辞退届が必要です（様式は任意）。</p>	<p>※ <u>（ア）の事業者からの申込書等の受け付けを行った場合は、（イ）の事業者からの申込書等の受け付けは行いません。</u></p> <p>※ <u>（イ）の受付期間中にも本市の事業者からの申込書等の受け付けを行いますが、他市の事業者と同様の審査を行い、優先的な取扱いはありません。</u></p> <p>※ 上記、受付期間経過後は受け付けません。<u>ただし、（ア）の受付期限までに</u>応募事業者がなければ、1週間程度受付期限を延長する場合があります。</p> <p>※ 提出は持参によるものとし、郵送等での受け付けはしません。</p> <p>※ 資料等の追加を依頼することがあります。</p> <p>※ 応募に関し必要な経費は、応募事業者の負担とします。</p> <p>※ 受付後に、申請を辞退する場合は、辞退届が必要です（様式は任意）。</p>